

一般財団法人 岩手県建築住宅センター
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「一般財団法人岩手県建築住宅センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)第12条第1項の規定に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター(以下「機関」という。)が実施する技術的審査業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第7条第4項に規定する技術的審査の契約を締結した場合の業務規程第12条第1項に規定する技術的審査料金(居住環境の維持及び向上への配慮に関する技術的審査は除く。)の額は、審査依頼1件につき、表1に掲げるとおりとする。

表1 技術的審査料金(単位:円、消費税別)

住宅・面積等の区分		技術的審査料金
一戸建ての住宅		40,000
共同住宅等 (共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)	500㎡以内のもの	95,000
	500㎡を超え1000㎡以内のもの	149,000
	1000㎡を超え2500㎡以内のもの	304,000
	2500㎡を超え5000㎡以内のもの	542,000
	5000㎡を超え10000㎡以内のもの	931,000
	10000㎡を超え20000㎡以内のもの	1,742,000
	20000㎡を超え30000㎡以内のもの	2,520,000
	30000㎡を超えるもの	3,120,000

2 技術的審査において、機関が設計住宅性能評価を行う場合又は設計住宅性能評価書を交付した場合は、前項に規定する技術的審査料金の額によらず、審査依頼1件につき、表2に掲げるとおりとする。

表2 技術的審査料金（単位：円、消費税別）

住宅・面積等の区分		技術的審査料金
一戸建ての住宅		13,500
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他の一戸建ての 住宅以外の住宅)	500 m ² 以内のもの	26,000
	500 m ² を超え 1000 m ² 以内のもの	40,000
	1000 m ² を超え 2500 m ² 以内のもの	68,000
	2500 m ² を超え 5000 m ² 以内のもの	102,000
	5000 m ² を超え 10000 m ² 以内のもの	157,000
	10000 m ² を超え 20000 m ² 以内のもの	256,000
	20000 m ² を超え 30000 m ² 以内のもの	324,000
	30000 m ² を超えるもの	365,000

3 技術的審査において、住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証等による場合は、第1項及び前項に規定する技術的審査料金の額によらず、審査依頼1件につき、表3に掲げるとおりとする。

表3 技術的審査料金（単位：円、消費税別）

住宅・面積等の区分		技術的審査料金
一戸建ての住宅		32,000
共同住宅等 (共同住宅、長屋そ の他の一戸建ての 住宅以外の住宅)	500 m ² 以内のもの	76,000
	500 m ² を超え 1000 m ² 以内のもの	120,000
	1000 m ² を超え 2500 m ² 以内のもの	243,000
	2500 m ² を超え 5000 m ² 以内のもの	434,000
	5000 m ² を超え 10000 m ² 以内のもの	745,000
	10000 m ² を超え 20000 m ² 以内のもの	1,394,000
	20000 m ² を超え 30000 m ² 以内のもの	2,017,000
	30000 m ² を超えるもの	2,496,000

(計画の変更に係る技術的審査料金)

第3条 業務規程第6条に規定する変更に係る技術的審査料金の額は、審査依頼1

件につき、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について、前条第 1 項及び第 2 項又は前項に掲げる額とする。ただし、一戸建ての住宅は、前条第 1 項及び第 2 項又は前項に掲げる額に二分の一を乗じた額とする。

（技術的審査料金の不還付）

第 4 条 既に徴収した審査料金は、原則、還付しない。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。